

ご利用いただける方 ①

当金庫にて
公的年金を
新規でお受け取り
いただける方

※お預け入れは、原則1回限りとなります。

ご利用いただける方 ②

当金庫で公的年金を
お受け取りの方で
スーパー定期「愛情」および
「年金ふれあい」の
ご契約がない方

※お預け入れは、原則1回限りとなります。

ご利用いただける方 ③

当金庫で公的年金を
お受け取りの方で
新たに当金庫で
公的年金をお受け取りになる方を
ご紹介いただいた方

※お預け入れは、ご紹介先様ごとに
1回となります。

さいきょう

〈オリジナルスーパー定期預金〉

年金プラス

お預入期間 1年

年 1.125% (税引前)

〔店頭表示金利+年0.725%〕

【取扱開始日】

令和7年12月1日(月)～



ご利用いただける方

- 当金庫にて公的年金を新規でお受け取りいただける方
 - 当金庫で公的年金をお受け取りの方または公的年金のお受け取りを当金庫に変更する「変更届」を提出された方で、スーパー定期「愛情」および「年金ふれあい」のご契約がない方
 - 当金庫で公的年金をお受け取りの方で、新たに当金庫で公的年金をお受け取りになる方をご紹介いただいた方
- ※公的年金のご指定口座のある店舗のみのお取り扱いです。

お預入金額 50万円以上1,000万円以下(1円単位)

お預入期間

1年(自動継続)
自動継続後の利率は、継続日における「年金ふれあい」の利率を適用します。

中途解約

満期日前に解約をする場合には、預入期間に応じた中途解約利率によりお利息をお支払いいたします。

その他

- この預金は預金保険制度の対象商品です。
- 2037年12月31日までの間にお受け取りになるお利息には「復興特別所得税」が課税されますので20.315%(国税15.315%・地方税5%)の税金がかかります(ただし、マル優をご利用の場合は除きます)。

詳しくは窓口または担当者までお問い合わせください。
また、店頭には「商品概要説明書」をご用意しております。

定期預金 金利上乘せ

公的年金お受け取り ご紹介特典

クオカード500円分
プレゼント

当金庫では、“さいきょう”で公的年金をお受け取りのお客様向けに各種特典をご用意しております。

ご家族、ご友人、お知り合いの方々にご紹介いただければ幸いです。

“さいきょう”で新たに公的年金をお受け取りいただける方をご紹介くださった方に「**定期預金の金利を上乗せ**」いたします。また、“さいきょう”で新たに公的年金をお受け取りいただける方を**ご紹介くださった方**、**ご紹介された方**それぞれに「**クオカード500円分**」を**プレゼント**いたします。是非ご懇意にされている方をご紹介いただきますよう
ろしくお願い申し上げます。

〈ご紹介者様〉

ご住所

お名前

様

※公的年金：国民年金・厚生年金・共済年金のみ対象となります（基金・私的年金は対象外です）。
※クオカードは年金のお振込み確認後にお渡しいたします。

〈ご紹介先様〉

ご住所

お名前

様

※クオカードはご紹介先様につきましては1回限りとさせていただきます。
※ご記入いただきました個人情報、お客様とご紹介者様への連絡と各種ご案内のためのみに利用させていただきます。

受給 相談

「緑の封筒」が届きましたら“西京信用金庫”へご連絡ください！

年金の受給は**自動的に開始されません**ので、受給者**ご自身で請求**をしていただく必要がございます。
当金庫では、毎年多くのお客様の申請手続きのお手伝いをさせていただいております。お気軽に、お取引
店舗までご相談ください。

▶2026年度（令和8年度）の受給開始対象者

2026年度（令和8年度）			
厚生年金		国民年金	共済年金
男性	女性	男性・女性共通	男性・女性共通
昭和36年4月2日～ 昭和37年4月1日生まれ	昭和38年4月2日～ 昭和39年4月1日生まれ	昭和36年4月2日～ 昭和37年4月1日生まれ	昭和36年4月2日～ 昭和37年4月1日生まれ

変更 手続

当金庫への年金受け取りの変更はとっても簡単です。下記の「変更届」に必要事項をご記入ください。

「公的受取口座」 について

（年金受取口座として
公金受取口座を
利用する場合）

○公金受取口座登録制度とは

- ・公金受取口座登録制度とは、国民の皆さまが金融機関にお持ちの預貯金口座について、一人一口座、給付金等の受取のための口座として、国（デジタル庁）に任意で登録していただく制度です。詳しくは、デジタル庁ホームページの「公金受取口座登録制度」をご確認ください。
- ・公金受取口座の登録、登録状況の確認や登録口座の変更、削除を行う場合は、マイナポータルからお手続きください。

○年金振込先に公金受取口座を利用する場合の注意点

- ・公金受取口座を変更しても、年金の受取口座は変更されません。
- ・年金の受取口座を変更する場合には、公金受取口座の変更手続きとは別に「年金受給権者受取機関変更届」の提出が必要です。
- ・また、公金受取口座での年金受取をやめ、別の口座を年金受取口座として指定する場合も「年金受給権者受取機関変更届」の提出が必要です。

年金受給権者 受取機関変更届の提出にあたって

受取機関の変更にはお時間がかかります（1カ月程度）。このため、変更後の受取機関への入金を確認できるまでの間は、念のため旧口座は解約しないようお願いいたします。

「金融機関またはゆうちょ銀行の証明」欄については、変更後の受取機関の証明を受けてください。なお、年金事務所等の窓口へこの届出と預金通帳を持参される方や、預金通帳のコピー（金融機関名、口座番号、支店名、口座名義人フリガナが記載された面）を添付される場合は、金融機関の証明は必要ありません（コピーを添付される場合、封筒でご提出ください）。

個人番号を記入した場合は、次の(1)または(2)を添付してください。なお、郵送で提出される場合は下記書類のコピーを添付してください。

- (1)マイナンバーカード
 - (2)以下の2種類の書類（②と①1種類ずつ）
 - ②個人番号が確認できる書類：個人番号が記載された住民票または通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る）
 - ①身元確認ができる書類：運転免許証、旅券、身体障害者手帳、療育手帳、在留カード等
- ※身元確認ができる書類については、上記④以外にも添付可能な書類があります。ご不明な点等は年金事務所にお問い合わせください。

取扱店

年金受給権者 受取機関変更届 （兼 年金生活者支援給付金 受取機関変更届）

◎黒インクのボールペンでご記入ください。
◎◆印欄はご記入いただく必要はありません。

受付登録コード 1 8 4 1 1 入力処理コード 7 4 4 1 0 4 4 0		年金 給付金	
①個人番号（または基礎年金番号） 基礎年金番号（10桁）で届出する場合は左詰めでご記入ください。		受給しているすべての年金の変更を希望する場合は下欄に✓してください。	変更する年金を指定する場合は以下に年金コードをご記入ください。
受給権者氏名 (フリガナ)		令和 年 月 日 提出	②生年月日 大正 昭和 平成 令和 年 月 日
住所 ④郵便番号 ⑥(フリガナ)		電話番号	③出力要求 1
⑦公金受取口座の利用意思 年金受取口座に公金受取口座として登録済の口座を利用するかご記入ください。		① 利用する ② 利用しない	※公金受取口座を利用する場合は、通帳等の写しの添付や金融機関の証明は不要です。 なお、公金受取口座を利用する場合も下記の口座情報は必ずご記入ください。
⑧1 金融機関 (フリガナ) 金融機関名		⑨金融機関コード 1 3 3 6	⑩支店コード
⑪年金受取口座の口座番号 記号（左詰めでご記入ください） 番号（右詰めでご記入ください）		⑫年金受取口座の口座番号（左詰め）	⑬年金受取口座の口座番号（右詰め）

西京信用

◎変更後の口座番号等をご記入のうえ、金融機関またはゆうちょ銀行（郵便局）の証明を受けてください。

※通帳のコピー（金融機関名、支店名、口座名義人フリガナ、口座番号が記載された面）を添付される場合または公金受取口座を指定する場合、金融機関の証明は必要ありません。